

平成 20 年 4 月 1 日より建設共済制度が変わります！

平成 20 年 4 月 1 日より現行の契約を被災者等に対する追加的補償を行う部分(被災者補償契約)と、労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する部分(諸費用補償契約)に分離します。

なお、既契約者は平成 20 年 4 月 1 日以降の契約更新日から適用となります。

1. 契約は「被災者補償契約」と「諸費用補償契約」に分離しますが、同額の共済金区分で同時に加入することとなります。
2. 共済金区分は両契約とも 2,000 万円、1,500 万円、1,000 万円、500 万円の 4 区分とします。
3. 掛金額は両契約とも現行の掛金率を 50% ずつに配分して算定します。

4. 共済金の支払方法は次のとおりになります。

(1) 「被災者補償契約」

被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。

契約者は受領した共済金の金額を被災者等へ支払っていただきます。

被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の範囲内で共済者へ支払います。

契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。

被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 「諸費用補償契約」

契約金額の全額 を支払います。

「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

共済団ホームページ 建設共済の資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 青森県建設業協会 TEL 017 - 722 - 7611

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03 - 3591 - 8451